

令和7年度白石高等学校の道徳教育全体計画

関係法令

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする

日本国憲法
第11条「基本的人権」
教育基本法
国際人権規約
児童の権利に関する条約
人権教育・啓発推進法
学習指導要領
学校教育法
学校教育法施行規則

学校の教育目標

心身ともに健全で、地域社会及び国家に貢献するとともに、グローバルな視点に立って地球社会をリードできる有為な人材を育成する。

学年の重点目標

1学年

高校生に相応しい特性や自律の精神を涵養し、心身ともに健全で、諸課題に対して主体的・能動的に取り組むことのできる生徒を育てる。

2学年

白高生としての自覚を促すとともに、自律・能動の精神を涵養し、確かな学力と自ら学び探究する力を身につけ、心身ともに健全で、地域社会に貢献できる生徒を育てる。

3学年

他者に対する挨拶・礼儀を欠くことなく、またルールの厳守、情報機器の適切な使用等、基本的生活習慣の指導を徹底するとともに、高校生として自立した行動ができる。

道徳教育の推進体制

道徳教育推進教師 学校の教育活動全体を通じて道徳教育を推進する中心となり、全教師の参画、分担、協力の下に、その充実が図られるよう働きかける。

教務部 年間を通じて、道徳教育を踏まえた教育課程を編成し、学校全体としての指導体制を整える。

生徒指導部 生徒会活動や応援団活動、部活動を通じて、奉仕の心や公共心を育て、人格の陶冶を行う。

進路指導部 成績の向上にのみ意識を集中させず、利他的な思考ができる人格の育成を目指した進路指導を行う。

保健厚生部 学校安全教育や清掃活動などを通じて、生徒の公共心を育て、率先して行動できる人を育てる。

総務部 地域や保護者との連携を図り、地域の相互扶助と親子共に育っていくような学校づくりを目指す。

企画研究部 探究活動を通じて、地域をはじめ地球上の人類が抱える問題を解決すべく活動することで、他を信頼、尊敬して行動できる人格を育む。

情報図書部 年々進化する情報社会の中で自分を律し、現実社会でもインターネット上でも高いモラルを保ち誠実に関わることができる人材を育成する。

看護部 将来、看護師として人命を救うという尊い使命を自覚し、常日頃から努力を厭わない態度を育成する。

各教科・科目、総合的な探究の時間、特別活動等における指導方針及び内容

本校の道徳教育の指導方針は、生徒が将来よりよい人生を送ることができるよう他人を尊重する心を育むこと、つまり、人権意識を高めることである。学校での様々な教育活動を通じ、人間としての在り方や生き方を深く考えさせる。

各教科・科目 学問を行う究極の目的は、将来、人のためになることであることを理解させ、深みのある知識と理性に基づいた行動力の涵養に努める。特に公民科の授業では学術的に人権についての理解を深める。

総合的な探究の時間 地域社会での異世代との関わりを持たせるなど、現代社会における様々な課題を社会の一員として周囲と共に解決していくというような探究活動を行う。そこでは、他人を尊重しながら、論理的に説得できる交渉力や、自らリーダーシップを取り主体的に課題を解決していくというような経験を通じて、高い人間的資質を涵養する。

特別活動 ホームルーム活動を中心とした特別活動では、生徒どうし互いに尊重し協力しながら物事を成し遂げるという体験をさせることで、人権意識の高揚を図る。

特色ある教育活動や体験的活動との関連

探究活動では生徒が地域から学び、地域に働きかける活動を行っている。また、サンキユーロードと称して白石市の道路清掃ボランティア活動に参加している。今後もこれらの地域貢献活動を継続して、郷土愛を育む。

環境の整備や生活全般における指導の方針

朝夕のSHRやLHRでは、生徒の自主性を重んじ、生徒に任せられる仕事はできるだけ委譲していく。生徒が自主的に運営する中で、生徒同士あるいは教員との協議の中で民主主義の考え方や協調性の認識を高め、公共心を育む。

家庭・地域との連携

PTA進路指導研修会実施などの、活発なPTA活動と連携しながら、生徒のよりよい生活習慣を身につけさせる。身近な人との関わりの中で、宮城県南部地域の伝統と文化を尊重し、それらを育んできた国や郷土を愛し、公共の精神を尊ぶ姿勢を育成する。

異校種との連携

課題研究における大学との連携をはじめ、地元小中学生を本校に招いての出前授業や、生徒会活動として地元の児童館で小学生への絵本読みきかせボランティアを行うなど、異校種交流を行っている。